高知県木材産業等高度化推進資金制度要綱

　（目的）

第１条　この制度は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和５４年法律第５１号）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和５４年政令第２０５号）並びに木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成８年法律第４７号。以下「木安法」という。）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成８年政令第３１０号）に基づき、木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金及び県内の林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。

（資金措置）

第２条　県は、この制度の運用に必要な資金の原資として予算の範囲内において、次に掲げる金融機関（以下「指定金融機関」という。）に資金を預託する。

(1)　株式会社四国銀行

(2)　株式会社高知銀行

(3)　農林中央金庫高松支店

(4)　株式会社商工組合中央金庫高知支店

２ 指定金融機関は、前項の預託額の４倍、３倍及び２倍の額の資金を次条に定める者に対し、貸し付けるものとする。

（借受資格者）

第３条　指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、(1)の事業経営改善計画及び(2)の構造改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「合理化計画認定者」という。）、(3)の木材安定供給確保事業に関する計画が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「木材安定供給確保事業計画認定者」という。）又は(4)の林業経営改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「林業経営改善計画認定者」という。）とする。

(1)　事業経営改善計画

県内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）であって生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするもの（以下「事業経営改善計画」という。）。

ア　森林組合又は森林組合連合会

イ 森林所有者又はその組織する団体

ウ　素材生産業を営む者又はその組織する団体

エ 木材製造業を営む者又はその組織する団体

オ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体

カ 木材市場を開設する者又はその組織する団体

(2)　構造改善計画

県内に住所を有する(1)に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であって事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするもの（以下「構造改善計画」という。）。

ア　(1)に掲げる者

イ　地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とする者

ウ　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法第４条第２項第３号の関連業種に属する事業を行う者

(3)　木材安定供給確保事業に関する計画

　　木安法第４条第１項に掲げる事業計画（以下「木材安定供給確保事業計画」という。）

(4)　林業経営改善計画

県内に住所を有する林業を営む者の申請に基づき、その者の作成する林業経営改善計画

（資金の種類）

第４条 この要綱に基づき、貸付けを行う資金の種類は、合理化計画認定者が該当認定に係る合理化を図るためにとるべき措置（以下「合理化措置」という。）を実施するのに必要な資金で次の(1)及び(2)に掲げるもの、木材安定供給確保事業計画認定者が当該認定に係る事業を実施するのに必要な資金で次の(3)に掲げるもの並びに林業経営改善計画認定者が該当認定に係る林業経営の改善を図るためにとるべき措置（以下「経営改善措置」という。）を実施するのに必要な資金で次の(4)に掲げるものとする。

(1)　事業経営改善計画に係る資金

事業経営改善合理化資金

ア　素材生産等促進資金

イ　新規需要創出資金

(2)　構造改善計画に係る資金

木材高度加工資金

(3)　木材安定供給確保事業計画に係る資金

木材安定供給資金

(4) 林業経営改善計画に係る資金

　　　林業経営改善資金

ア　林業経営高度化推進資金

イ　伐採・造林一貫作業推進資金

（資金の内容及び貸付条件）

第５条 前条の資金の種類ごとの内容及び貸付条件は、次の各号に定めるもののほか、別表に定めるとおりとする。

(1) 貸付の条件

証書貸付又は手形貸付とする。

(2) 返済の方法

指定金融機関の所定の方法による。

(3) 担保及び保証人

指定金融機関の定めるところによる。

（独立行政法人農林漁業信用基金による保証）

第６条　指定金融機関は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）による保証の活用を図ることにより資金の貸付けを円滑に行うものとする。

（申込手続）

第７条　資金の借入申込みの手続は、次の各号の定めるところによる。

(1) 合理化計画認定者又は林業経営改善計画認定者で資金の貸付けを受けようとする者（以下「借受申請者」という。）は、指定金融機関に対して当該金融機関の所定の申込書に、知事の認定に係る合理化計画書の写し及び当該資金が合理化措置に係るものであることを証する書類又は、知事の認定に係る林業経営改善計画書の写し及び当該資金が林業経営改善措置に係るものであることを証する書類を添えて申込みを行うものとする。

(2) 借受申請者で基金の保証を依頼しようとする者は、前号の申込みの際に基金の債務保証依頼書を指定金融機関に提出するものとする。

（指定金融機関の遵守事項）

第８条 指定金融機関は、この要綱による貸付けについては、如何なる名義を持ってするを問わず、歩積、両建を行ってはならない。

２ 指定金融機関は、知事から合理化計画又は林業経営改善計画の認定の取消しの通知を受けた場合には、当該事業者に対し、取消しの通知を受けた合理化計画又は林業経営改善計画に係る木材産業等高度化推進資金の貸付けを停止するものとする。

３ 指定金融機関は、知事から合理化計画又は林業経営改善計画の認定の取消しの事由が著しく本制度の趣旨に反する旨の通知を受けた場合には、貸付約定書の定めるところに従い、貸付けを行った木材産業等高度化推進資金につきその全部又は一部の期限前償還を行わせるものとする。

（報告及び調査）

第９条 指定金融機関は、毎月の貸付状況（信用基金による債務保証の状況を含む。）を翌月１０日までに知事に報告するものとする。

２ 知事は、この要綱に基づく貸付けについて指定金融機関及び借受けについて調査することができる。

（雑則）

第１０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に知事が定める。

（附則）

この要綱は、昭和５４年度事業から適用する。

この要綱は、昭和５５年５月１日から適用する。

この要綱は、昭和５５年１２月１日から適用する。

この要綱は、昭和５６年６月２３日から適用する。

この要綱は、昭和５７年３月１日から適用する。

この要綱は、昭和５７年７月１日から適用する。

この要綱は、昭和５９年１月１０日から適用する。

この要綱は、昭和５９年７月１４日から適用する。

この要綱は、昭和６０年７月２日から適用する。

この要綱は、昭和６１年３月１７日から適用する。

この要綱は、昭和６１年４月２５日から適用する。

この要綱は、昭和６２年１月１２日から適用する。

この要綱は、昭和６２年６月５日から適用する。

この要綱は、昭和６２年１０月１日から適用する。

この要綱は、昭和６３年４月１５日から適用する。

この要綱は、平成元年５月２９日から適用する。

この要綱は、平成２年２月２０日から適用する。

この要綱は、平成２年５月１４日から適用する。

この要綱は、平成３年１２月２７日から適用する。

この要綱は、平成４年６月１５日から適用する。

この要綱は、平成５年４月１日から適用する。

この要綱は、平成５年８月２日から適用する。

この要綱は、平成５年１２月１６日から適用する。

この要綱は、平成７年７月２５日から適用する。

この要綱は、平成８年１月３１日から適用する。

この要綱は、平成８年４月１日から適用する。

この要綱は、平成８年１１月１５日から適用する。

この要綱は、平成１０年１０月１日から適用する。

この要綱は、平成１０年１０月１２日から適用する。

この要綱は、平成１１年２月８日から適用する。

この要綱は、平成１１年４月１日から適用する。

（ただし第５条別表に規定する貸付利率については平成１１年４月１２日から適用する）

この要綱は、平成１２年９月１８日から施行する。

（ただし第５条別表に規定する貸付利率については平成１２年９月２０日から適用する）

この要綱は、平成１３年４月２５日から施行する。

（ただし第５条別表に規定する貸付利率については平成１３年４月１６日から適用する）

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１５年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成１７年４月１８日から、これを施行し、平成１７年４月１日から、これを適用する。

この要綱は、平成１８年９月２５日から適用する。

この要綱は、平成１９年４月１０日から施行する。

　(ただし第５条別表に規定する貸付利率については平成１９年４月２０日から適用する)

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２０年１２月１９日から施行し、平成２０年１２月２２日から適用する。

この要綱は、平成２１年２月６日から施行する。

（ただし、第２条第１項第３号の取扱い支店名変更については平成２１年２月２３日より適用し、第５条別表に規定する貸付利率については平成２１年２月１６日より適用する。）

この要綱は、平成２１年５月７日から施行する。

この要綱は、平成２３年５月１２日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年６月１１日から施行する。

（ただし、施行前に認定された合理化計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金の貸付けについては、なお従前の例による。）

この要綱は、平成３１年１月１５日から施行する。

この要綱は、令和２年４月９日から施行する。